

## 感染症の蔓延等により認定工場の操業を休止する場合の取扱いについて

令和2年11月17日

新型コロナウイルス感染症の蔓延による著しい市場変化等により衛生基準認定工場の操業を一時休止する場合の認定の更新等については、次のとおり取り扱うものとする。

### 1. 認定の更新申請の猶予について

- (1) 認定事業者が、新型コロナウイルス感染症の蔓延による著しい市場変化等により認定工場の操業を休止するため、認定の更新申請を行うことができないときは、認定の有効期間満了時から3年以内に限り、更新申請の猶予を認める。(注) 下記3の「事業休止の届出」が必要
- (2) (1)の猶予期間中に更新申請を行う場合は、所定の時期(3月31日又は9月30日締切)に申請書を提出するものとする。
- (3) 審査の結果、認定基準に適合すると判定された場合の有効期間は、その認定日(8月1日、2月1日又は会長が必要と認めた日)から3年間とする。(注) 認定番号は継続使用できるものとする。

### 2. 操業休止期間中の指定洗濯物検体検査の取扱いについて

- (1) 認定事業者が、新型コロナウイルス感染症の蔓延による著しい市場変化等により認定工場の操業を一時休止する場合は、その期間中は、指定洗濯物検体検査の実施を要さない。(注) 下記3の「事業休止の届出」が必要
- (2) 操業を再開するときは、生産機械や付帯設備について所要の清掃、点検、試運転等を適切に実施しなければならない。
- (3) 指定洗濯物を扱う工場にあっては、再開後1ヶ月以内に検体検査を行い、合格しなければならない。(注) 下記3の「事業再開の届出」が必要

### 3. 操業を休止・再開する場合の届出について

- (1) 認定制度実施要綱の6に基づき、認定事業者は、「事業内容に変更があった場合」には、30日以内にその旨を会長に届け出なければならないこととされているが、工場の操業を休止又は再開する場合に当該届出が必要であることが明示されていない。また、届出の様式が未だ定められていないこと等から、届出が行われないことが多い。
- (2) 操業の休止・再開の届出の必要性を明確化するため、同要綱の一部を次のとおり改正することとする。

認定制度実施要綱 一部改正案(下線部分)

#### 6. 変更等の届出

認定事業者は、次の事実が発生したときは30日以内にその旨を会長に届け出なければならない。(様式を別に定める。)

- ① 事業内容に変更があった場合
- ② 事業者名及び住所に変更があった場合
- ③ 代表者、リネンサプライ業を行う役員及びクリーニング師の異動があった場合
- ④ 事業を休止する場合及び事業を再開する場合
- ⑤ その他認定を受けた内容に変更があった場合

## 衛生基準認定施設に係る変更届

認定制度実施要綱の6に基づき、衛生基準認定施設における事業内容の変更等について、下記のとおり、届け出いたします。

令和 年 月 日

認定事業者名：

一般社団法人日本リネンサプライ協会 会長 殿

記

1. 事業内容の変更（変更の概要を記載）
2. 事業者名、住所の変更  
事業者名：(変更前)  
              (変更後)  
住 所：(変更前)  
              (変更後)
3. 代表者、リネンサプライ業に係る役員・クリーニング師の異動  
代 表 者：(変更前)                            (変更後)  
担当役員：(変更前)                            (変更後)  
クリーニング師：(変更前)                            (変更後)
4. 事業の休止、再開  
事業の休止：(休止の時期、理由を記載)  
  
事業の再開：(再開の時期) \* 検体検査の結果を添付
5. その他